

電気通信事業法及び国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律案要綱

第一 電気通信事業法の一部改正関係

(第一条関係)

一 電気通信事業者は、電気通信業務の全部又は一部を休止し、又は廃止するときは、あらかじめ、当該休止し、又は廃止しようとする電気通信業務に係る利用者に対し、総務省令で定める事項を周知させなければならぬこととともに、利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務に係る電気通信業務の休止又は廃止については、あらかじめ、当該事項を総務大臣に届け出なければならないこととする。

二 総務大臣は、その保有する利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務に係る電気通信業務の休止及び廃止に関する情報を整理し、これをインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

三 第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、総務省令で定める機能を休止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、当該第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備とその電気通信設備を接続する他の電気通信事業者であつて当該機能を利用するもの

に対し、その旨を周知させなければならないこととする。

四 電気通信事業者は、電気通信役務の提供に当たり、送信の場所と受信の場所とにあり、及びその間を接続する電気通信設備を識別し、又は提供すべき電気通信役務の種類若しくは内容を識別するために、六の認定を受けた電気通信番号使用計画に従って総務大臣の指定があつた電気通信番号を使用しなければならぬこと等とすること。

五 総務大臣は、六の認定その他の電気通信番号に係る事務の遂行に資するため、電気通信番号計画を作成し、これを公衆の閲覧に供するとともに、公示しなければならないこととする。

六 電気通信事業者は、電気通信役務の提供に当たり電気通信番号を使用しようとするときは、電気通信番号使用計画を作成し、総務大臣の認定を受けなければならないこととする。

七 総務大臣が標準電気通信番号使用計画（利用者の端末設備に付する利用者設備識別番号に係る事項を除く。）を定めて公示した場合において、電気通信事業者が標準電気通信番号使用計画と同一の電気通信番号使用計画を作成したときは、その電気通信番号使用計画については、六の認定を受けたものとみなすこと等とすること。

八 総務大臣は、六の認定の申請があつた場合において、その申請に係る電気通信番号使用計画が電気通信番号計画に照らし適切なものであること等の要件に適合すると認めるときは、六の認定をしなければならぬこととする。

九 総務大臣は、六の認定を受けた電気通信事業者が十の命令に違反したとき等は、六の認定を取り消すことができることとする。

十 総務大臣は、電気通信事業者の電気通信番号の使用が当該電気通信事業者の六の認定を受けた電気通信番号使用計画に適合していないと認めるときは、当該電気通信事業者に対し、当該電気通信番号使用計画に適合するように当該電気通信番号を使用することを命じ、又は当該電気通信番号使用計画を変更するよう命じることができることとする。

十一 総務大臣の認可を受けて端末設備等の接続に関する技術的条件を定める電気通信事業者は、端末設備等に異常がある場合その他電気通信役務の円滑な提供に支障がある場合において必要と認めるときは、利用者に対し、その端末設備等の接続が当該技術的条件に適合するかどうかの検査を受けるべきことを求めることができることとする。

十二 総務大臣は、電気通信事業者が設立した一般社団法人であつて、社員の委託を受けて、送信型対電気通信設備サイバー攻撃（情報通信ネットワーク又は電磁的方式で作られた記録に係る記録媒体を通じた電子計算機に対する攻撃のうち、送信先の電気通信設備の機能に障害を与える電気通信の送信（当該電気通信の送信を行う指令を与える電気通信の送信を含む。）により行われるものをいい、電気通信事業者がその業務上記録している通信履歴の電磁的記録により送信元の電気通信設備を合理的に特定できるものに限る。）の送信元の電気通信設備に係る電気通信事業者に対し、当該送信型対電気通信設備サイバー攻撃又はそのおそれへの対処を求める通知を行う等の業務（以下「送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処業務」という。）を行う者を認定することができることとする。

十三 十二の認定を受けた者（以下「認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処協会」という。）の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならないこととする。

十四 総務大臣は、送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処業務の運営に関し改善が必要であると認めるときは、認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処協会に対し、その改善に必要な措置をとるべきこ

とを命ずることができると等とすること。

十五 認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処協会が行う十二の通知及びその取り扱う通信履歴の電磁的記録は電気通信事業者の取扱中に係る通信と、送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処業務に従事する者は電気通信事業に従事する者とそれれみなして、検閲の禁止及び通信の秘密の保護の規定を適用することとする。

十六 その他規定の整備をすること。

第二 国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部改正関係

(第二条関係)

一 国立研究開発法人情報通信研究機構（以下「機構」という。）は、平成三十六年三月三十一日までの間、特定アクセス行為を行い通信履歴等の電磁的記録を作成すること、特定アクセス行為による電気通信の送信先の電気通信設備に係る電気通信事業者に対し、送信型対電気通信設備サイバー攻撃のおそれへの対処を求める通知を行うこと等の業務を行うこととする。

二 機構は、一の通知を行うことの業務を認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処協会に委託することができるとすること。

三 一の特定アクセス行為とは、機構の端末設備等を送信元とし、アクセス制御機能を有する特定電子計算機である電気通信設備等を送信先とする電気通信の送信を行う行為であつて、当該電気通信設備に電気通信回線を通じて当該アクセス制御機能に係る他人の識別符号（不正アクセス行為から防御するために必要な基準として総務省令で定める基準を満たさないものに限る。）を入力して当該電気通信設備等を作動させ、当該アクセス制御機能により制限されている特定利用をし得る状態にさせる行為をいうこととすること。

四 機構は、一の業務を実施しようとするときは、当該業務の実施に関する計画を作成し、総務大臣の認可を受けなければならないこととすること。

五 総務大臣は、四の認可をしようとするとき等の場合には、あらかじめ、国家公安委員会及び経済産業大臣に協議しなければならないこととすること。

六 その他規定の整備をすること。

第三 その他

（附則関係）

一 この法律の施行期日、経過措置等について定めること。

二 その他関係法律について所要の改正を行うこと。